

# 令和元年度山形県環境審議会環境保全部会議事録

## 1 日 時

令和元年 2 月 5 日（水） 午後 1 時 3 0 分～午後 4 時 1 0 分

## 2 場 所

あこや会館 202 会議室

## 3 出席者等（敬称略）

### (1) 出席委員及び特別委員（8 名）

野堀 嘉裕（山形大学名誉教授）  
内田 美穂（東北工業大学工学部教授）  
小林 裕明（山形新聞社論説委員長）  
内藤いづみ（古澤・内藤法律事務所主任研究員）  
横山 孝男（山形大学名誉教授）  
畠山 幸樹（林野庁東北森林管理局長代理）  
武藤 徹（国土交通省東北地方整備局長代理）  
伊藤 進（環境省東北地方環境事務所長代理）

### (2) 陪席

（諮問第 1 号～諮問第 3 号）

国土交通省山形河川国道事務所河川管理課	河川管理専門官	高橋 伸忠
山形市環境部環境課	主事	相内慎一郎
〃	技師	波多野百花

### (3) 事務局

（諮問第 1 号～諮問第 3 号）

環境エネルギー部水大気環境課	課長	高橋 佳志
〃	課長補佐(水環境担当)	後藤 忠史
〃	水環境主査	田中 恵子
環境科学研究センター	専門研究員	三浦 大平

（諮問第 4 号）

環境エネルギー部環境企画課	課長	佐々木紀子
〃	課長補佐(企画調整担当)	早坂 久範
〃	企画調整主査	木村 信洋
農林水産部森林ノミクス推進課	森林経営管理専門員	齋藤 浩

## 4 議事要旨

### (1) 開会

### (2) 挨拶

水大気環境課長挨拶

### (3) 部会長職務代理者の指名

部会長職務代理者 内田委員

### (4) 議事録署名委員の指名

議事録署名委員：内藤委員、横山委員

(5) 協議

ア 諮問第1号「公共用水域の水質汚濁に係る環境基準類型の指定について」

事務局説明の後、協議を行った。

質疑応答の概要

野堀部会長	ただいまの事務局からの説明に対しまして、皆様から御意見、御質問がありましたらぜひ御発言をお願いします。
内田委員	県内に、あとどの位、類型指定しなければいけない河川が残っているのか。今年度、今回の諮問でこの場所をピックアップしたのはどういう理由ですか。
事務局	まず、諮問第1号関係資料の2ページに、今までどのような河川を類型指定してきたかをお示ししています。これ以外で、類型指定していない河川もいくつかあるという状況です。今回、倉津川とした理由ですが、以前、倉津川流域に天童市の下水道処理場がありまして、平成19年ごろまで倉津川に放流していました。排水量も多く、水質もあまりよくなかったため、下水道の放流先を変えて、倉津川に放流しないようにしてから水質が安定しました。このようなこともあって、今回、類型指定しようと考えたところです。
野堀部会長	今の内田委員の質問にあった、まだ指定されていないところが、どのぐらいあるのか、わかるようでしたら、お願いします。
事務局	測定していて、類型指定していないところが、あと3河川あります。
内田委員	先ほど詳細な説明をいただいたところ、今後に関してもあまり問題ないように見えますので、優先順位から考えて、問題ないところは後回しにしてもいいのではありませんか、問題のあるところが他にないのか、というところが気になって。
野堀部会長	それについてはどうですか、コメントはありますでしょうか。
事務局	県の測定計画で測っている川というのは、昭和40年代から行っていますので、当初、ひどく汚いところ、例えば、当時、市街地で住宅が密集していて、生活排水が流れ込むので、そこを測定しましょうと。それをずっと測っているところもありまして、例えば酒田市の小牧川は幅2mほどの水路で、住宅からの排水だけで酒田港に流れていますが、下水道が普及すると測る目的がなくなり、もうやめてもいいのではないかという考えもありますし、いや継続して測りましょうという案も考えられます。今残っている川には、類型指定して、達成したかを見る必要がある川ではないところもあります。 以上を加味しまして、現在、小さい川が3つ残っている状況です。 例えば、村山市街地の大沢川は、楯岡で測っていたのですが、下水道が普及したので、下流の大旦川と合流した後に測定地点を移したうえ、類型指定した例があります。また、きれいな川でも測っていない川もあります。朝日川はきれいな川で、上流に誰も住んでいませんし、真室川は流域面積が県内5番目ぐらい大きいですが、ここは下流の鮭川で測っているので測定していません。このように測定計画上、河川の状況に照らして、測定をやっているところとやっていないところがあるので、一概に全部の河川を実施しますとはならないと思っています。

野堀部会長	これまでのいきさつ等、状況によりけりということになります。 内田委員、よろしいでしょうか。
内田委員	はい。
横山委員	倉津川は、天童の真ん中を流れる川で、桜の名所としても、最近はずごく力を入れている。これがA類型に指定されると、すごく市民の方が喜ぶということにも配慮しており、適切な判断だと思います。
野堀部会長	私からですけれども、4ページの表で、区分のAAからA、B、C、D、Eまであって、その中で「利用目的の適応性」というのは、水道から水産、工業用水、環境保全までありますが、これは必ずしも連続的ではない。だから、今回、農業用水として使われているのでD類型にあたっているけれども、Aの利用目的に使えるほどきれいだということは、C、Bを飛び越えてAになるということで、これは構造上の問題でやむを得ないということと考えるとよいかな。
事務局	そうです。
野堀部会長	はい。わかりました。 それからもう1点は、もうすでにAAに近いところがあるのですが、AAじゃない理由というのは、3ページにある10年以上安定してAAの類型を満たしている水域といえるまで時間がかかる、という解釈でよろしいのでしょうか。
事務局	そうですね。この類型指定調査のやり方が、（現況水質として）近年5年間の結果を見て判断する、としているため、5年の間には1mg/lを超えた時がございますので、もう少し見る必要があると考えています。
野堀部会長	他に御質問、御発言がないようですので、答申についてお諮りしたいと思います。諮問第1号につきましては、原案を適当と認め、この旨答申することに御異議ございませんか。
各委員	異議なし
野堀部会長	異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。

## イ 諮問第2号「令和2年度公共用水域水質測定計画について」

事務局説明の後、協議を行った。

### 質疑応答の概要

野堀部会長	ただいまの説明に対しまして、皆様から御質問、御意見等お願いします。
内藤委員	第2号関係資料の2ページ目の「前年度からの変更点」についてですが、測定頻度を下げるといふ非常にいいことだと思うのですが、逆に水域内の特定事業場での有害物質の使用実態に併せて、測定項目や頻度を増やすような事例は全然出ていな

	<p>いのでしょうか。</p>
事務局	<p>これまで、年によっては、有害物質使用事業場の下流の方で、重点的に有害物質の調査を行っている年もありました。今も行っはいますが、有害物質については検出されてないという実態があります。</p> <p>少しでも検出されていれば、頻度を上げるとか、重点的にその下流でも、ということになるかもしれませんが、これまで調査を行っていて、検出されていないという実態ですので、今回は追加するという事は考えていません。</p>
事務局	<p>有害物質を使用している事業場に対しては、年1回立入検査をしています。これまでずっと実施してきた結果、管理状態が良くなってきていて、河川でもずっと有害物質が検出されていません。項目としてシアンや六価クロムを廃止してきた経過もありますが、代わりに立入検査で有害物質の管理状況を徹底させています。</p>
内藤委員	<p>平成29年度の計画の時には、いろんところで、回数を0から4回にしたこともあったし、0から2回もありましたので、状況によっては頻度を増やすこともあるのではないかと思いますとお伺いしたところです。</p>
野堀部会長	<p>状況によっては、調査の頻度を上げることがありうるということですか。今回は、ある意味、たまたま頻度を上げる理由が出てこなかったと。</p> <p>新しい農薬が開発されたりすると、項目が増えたりする可能性も、将来はあるかもしれないと思います。</p>
横山委員	<p>背坂川の鉦山のカドミウムについて、（カドミウムの測定回数が）8回ということで、かなりの回数測っていますが、0.0036mg/lのデータもあり、ちょっとオーバーしている。あそこにずり山があって、脇に川が流れていますが、ここの経年変化で見ると、渇水期と豊水期で測定値にあまり変化はないのでしょうか。</p> <p>変わりがないとすると、何となくずり山から雨水により同じ濃度で出てくるのかもしれない。そうすると、もうちょっと測定回数を減らせるのかもしれない。もちろん、回数が多い方がいいんですけども、逆に考えると、今年の冬みたいに非常に雪が少ないとき、測りに行くと、どこから染み出しているのか、ずり山の表面から出てくるのか、一旦浸透して地下水みたいな形で出てくるのかわかるいいチャンスで、測ってみることで、年8回というのでも減らせるかもしれない。</p> <p>そんなことで、その辺を考慮していただければ、もっといいのではないかと。</p>
野堀部会長	<p>これについて、コメントをいただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>毎年、レベル的には0.003mg/lから0.004mg/lまでの値で、安定して推移しています。なかでも、春先の、雪融けで水量が多い時は、0.003mg/lを若干下回ることもあります。それ以降、水量が落ち着いてくると大体一定のレベルで推移しています。そのメカニズムまで踏み込めていないところですけども。</p>
横山委員	<p>地表から水が染み込んでも、同じように出てくる傾向が強いのではないかと。長期にわたって出ているので、明確には言えないだろうけれど。</p>

事務局	<p>鉦山関係は、年12回ずっと測定してきたのですが、冬に積雪で欠測ということが結構あったために8回となった。その後、基準を超えていると8回そのままし、基準を超えていなければ6回にというように見直しを行って、現在の頻度になっています。</p>
横山委員	<p>それ以外の時期は、ほとんど安定していてということですが、水量自体は、雨季とか季節で変わりますよね。</p>
事務局	<p>降雨の直後は採水しませんので、2, 3日晴れてから採水に行くことになります。今年度のデータでも、5月は0.0028mg/lですが、それ以降は0.0037とか0.0036mg/lで12月まで推移しています。</p> <p>水量がほぼ一定で、同じように染み出てくるようです。</p>
横山委員	<p>そうだとすると、おろぬきは難しいかな。</p>
事務局	<p>昔の基準は0.01mg/lだったが、基準が0.003mg/lに厳しくなったため、超過になりました。</p>
事務局	<p>私が担当した昭和60年頃は、0.01mg/lを超えたり超えなかったりでしたので、30年前に比べたら1/3程度になっています。</p>
横山委員	<p>もう少しですね。</p>
野堀部会長	<p>私からですが、関係資料の2ページの下にある「前年度からの変更点」のところ、以下の地点について要監視項目が4項目あるうちの3項目について測定頻度を減で、残り1項目はそのままということでしょうか。</p>
事務局	<p>要監視項目につきましては、測定計画（諮問資料）に記載のとおり、残りの1項目はE P Nですが、実はE P Nを測定している地点はありません。</p>
野堀部会長	<p>なるほど。（測定計画の）3ページを見たら、4項目のうち3項目を減らすのかと思っていました。</p> <p>また、その下のところで、「その他の項目」で1回を0回にするものですが、諮問第2号の資料（測定計画）を見ると、「その他の項目」についてはプレチラクロールが残るということが後でわかりました。</p> <p>できれば、関係資料の方には、残す方も記載した方がいいのではないかと思います。さらに、要監視項目のうちE P Nについては、測定はしていないことを記載してくれた方がわかりやすいと思います。</p>
事務局	<p>はい。ありがとうございます。</p>
小林委員	<p>測定計画の（2ページにある）報告についてですけれども、国土交通省も山形市も山形県に報告し、山形県の方で集約するというところでよろしいですね。</p>
事務局	<p>そのとおりです。山形市は水質汚濁防止法の政令市で、環境省に報告用のシステ</p>

	ムで直接報告していただいています。
小林委員	それは以前からですか。
事務局	いつからなのかは、(手元に資料がないので) 明確ではありませんが、少なくとも現状の報告システムを使用するようになってからはお願いしています。
小林委員	どういう機関が、どのタイミングで、どのように公表されているのでしょうか。
事務局	公表については、今年度の場合、前年度の結果を6月5日に公表しています。具体的には、県で、国土交通省分と山形市分もまとめて公表しています。
小林委員	それは、2ページの「7 測定結果の報告」の記載がありますが、公表についてはこの計画の中に結果も併せて記載するなど位置付ける必要はないのですか。そこまでは考えていないのですか。
事務局	測定計画ですので、そこまでは記載していないということです。当然、水質汚濁防止法に基づいて、県知事が関係機関と協議をして計画を定め、計画的に測定すると法律に規定されています。また、その結果の公表も県知事に義務付けられていますので、関係機関のデータを集約して県がまとめて公表しております。測定計画の中には、そこまでの記載はなりませんが、法律に基づいて県が責任をもって公表するとされていることで御理解いただければと思います。
事務局	このほか、速報値として、BOD、SS、pHなどは、報告をまとめてすぐに県のホームページで見ることができるようしております。
野堀部会長	これは、計画に関する諮問事項なのでこのような記載になっていますが、法令でちゃんと公表も規定されている、という理解でよろしいですね。 小林委員もよろしいでしょうか。
小林委員	はい。
事務局	他に御質問、御意見がないようですので、答申についてお諮りしたいと思います。 諮問第2号につきましては、原案を適当と認め、この旨答申することに御異議ございませんか。
各委員	異議なし
野堀部会長	ありがとうございます。異議なしと認め、そのように答申させていただきます。

### ウ 諮問第3号「令和2年度地下水水質測定計画について」

事務局説明の後、協議を行った。

#### 質疑応答の概要

野堀部会長	ただいまの事務局からの説明に対しまして委員の皆様から御質問や御意見ございましたら、御発言をお願いいたします。
内藤委員	関係資料の2の(2)継続監視調査の①(ア)に概況調査で汚染が判明した地区が出ていますが、山形市の飯田西について、6月の公表資料では数値が良くなかったのですが、その原因というのは、どこに由来しているのでしょうか。
事務局 (山形市)	<p>山形市の環境課が所管となりますので、私からお答えさせていただきます。</p> <p>飯田西につきましては、昨年度の調査で、環境基準値を超過した時に、周辺調査を行っています。周辺調査をするにあたって、周辺に汚染原因の砒素、ふっ素、ほう素を使用する事業場はなかったこと、その周囲に飲用井戸もないということを確認しています。</p> <p>この汚染物質につきまして、広まる範囲が250メートル程度と言われていました。その半径の範囲内で、他に調査する適当な井戸がなかったため、地下水の流向を考慮して、1地区、この地点の上流にあたる地点で周辺調査を行いました。環境基準値を超えるような数値ではなかったのですが、この3物質とも微量ですが検出されています。</p> <p>山形市も、市内の他の地点でも、砒素、ふっ素、ほう素が検出され、自然由来の汚染の地点もありますし、また温泉成分として蔵王温泉や黒沢温泉でふっ素やほう素が検出されていることもありますので、自然由来の成分と判断して対応しています。今後も継続地点として毎年監視していくこととしています。</p>
横山委員	ちょっと間接的な疑問なのですが、この計画の先にある懸念となりますが、このような汚染が、自然由来だとした場合に、県民にどのようにアナウンスするのでしょうか。消費者の側から見ると、不動産を購入する時に、このようなことがわかっていれば、いい物件ではないと考えますよね。逆に不動産の事業をされている方から見ると、言いたくないこととなります。このような場合、県では、お互いにいい結果をもたらすようにする方針を何か持っているのでしょうか。
野堀部会長	事務局から、コメントありますか。
事務局	<p>一つは、先ほどの公共水域の有害物質の検出の例と一緒にになりますが、結果は公表することになります。</p> <p>ただ、地下水はそのほとんどが個人所有の井戸から採取しますので、公表するときは、例えば山形市の松波地内という範囲でしか公表はできませんが、基準を超えたということは周辺の井戸所有者にはお知らせしますし、場合によっては保健所で飲用井戸の対策業務を所管しているので、そこを通じて近隣の飲用井戸に対して、市町村と連携しながら、飲用はしないよう飲用指導まで行う、というケースが多いです。自然由来の場合は原因者がなく、なかなか対策が取れないことから、このような飲用指導となります。一方、例えば、有機塩素系の溶剤が原因であれば、人為的な汚染ということになりますので、原因者を特定して、東根地区で行っているように、原因者である事業者に負担を求めて浄化対策をするというように進めます。</p>

	次に、不動産関係についてですが、土壌汚染については、最近、法律の見直しで重要事項説明の項目に入っていると思います。土壌汚染は、その敷地の中の土が汚染されているという考え方なのでその土地に適用できます。地下水の汚染となると、共有の水資源という捉え方になってしまい、敷地の下にある水が汚染されていることが、敷地の所有者に一義的に結びつけられないところがあるので、対応が難しいと思います。
横山委員	市民の側から地下水が汚染されている場合は教えてほしいという声はないのか。
事務局	そのような場合には、県からは、先ほどの対応例のように、山形市の松波地内での結果はこうでした、としか公表できません。
横山委員	個人情報の保護もあるから、公表が制限されているのはわかる。しかし、個人を特定するような形ではないけれども、この地区で汚染が出たという情報を入手することはできる、ということですね。
事務局	そのとおりです。例えば山形市松波二丁目8番1号の後藤さんの井戸水が汚染されていましたと、個人を特定できるところまでは言えないということです。
事務局	土地を売買する時は、近くに特定事業場があることを教えなければいけないように、宅地建物の取引をする方々が県に、事業場が近くにあるかどうかの問い合わせがきています。有害物質を使っている事業場については、「行政情報センターに資料を備え付けてありますので確認してください」、と対応しています。事業場の土地、土壌汚染についての対応となります。その下の地下水の対応ではありません。
事務局	地下水汚染の場合には、ある程度、地区単位で飲用指導をしていますが、今回の場合、汚染が見つかっているので、住民への注意喚起を行うこととなります。
野堀部会長	他に御質問、御発言がないようですので、答申についてお諮りしたいと思います。諮問第2号につきましては、原案を適当と認め、この旨答申することに御異議ございませんか。
各委員	異議なし。
野堀部会長	ありがとうございます。異議なしと認め、そのように答申させていただきます。

## エ 諮問第4号「大石田町水資源保全地域の指定について」

事務局説明の後、協議を行った。

### 質疑応答の概要

野堀部会長	この地域には「里の名水・やまがた百選」で選定されている湧水が何か所かあったかと思います。諮問の内容には関わりませんが、どの辺りか教えてください。
事務局	3か所あります。次年少子地区にある次年少子こわ清水、駒籠地区にあるイカゴの清



	水、横山地区にある導者清水になります。
東北地方整備局	2週間、縦覧に供された案に意見書の提出があった場合、再度審議会を開催することになるのでしょうか。
事務局	異議がある旨の意見書の提出があった場合は、意見の聴取を行う場を設けることになります。その内容により、審議会の意見を聴く場合があると判断した場合は、審議会を開催することになります。
野堀部会長	この青色の資料（諮問第4号関係資料の最後）の説明をお願いします。
事務局	県民の皆様には水資源保全地域の制度を周知啓発するチラシです。環境関係のイベントでお配りしたり、市町村などにお送りしております。
内藤委員	数年前に地域森林計画で定める森林の区域を広く指定できるよう制度改正を行ったことにより、進捗状況がもっと進んでくるのかと思ったのですが、いかがでしょうか。
事務局	平成25年から水資源保全地域の指定制度を始めて以来、これまで順調に進んでいると考えております。制度に理解のある市町村はおおよそ指定が済んでいるところであり、今後は、消極的な市町村に対して制度の趣旨や内容を説明し、様々な調整をしながら働きかけていかなければならないと考えています。
野堀部会長	今回の大石田町の指定にあたってはスムーズに進んだのでしょうか。
事務局	未指定の市町村にお声がけをしたところ、複数の市町村から指定希望の意向があり、調整を進めた結果、このたび大石田町を指定することになりました。
横山委員	米沢市内の山林を外国の方が購入したということも、この制度が創設された背景にあったと思いますが、米沢市の指定は進んでいないのでしょうか。
事務局	米沢市はすでに一部が指定されています。追加の指定について、調整を行っているところであり、今年度は市役所内部の調整が必要ということで指定に至りませんでした。引き続き調整を行っていきます。
横山委員	指定に向けて進んでいるということですね。
事務局	制度について前向きにとらえていただいております。関係者との調整を丁寧に進めていきたいというところです。
野堀部会長	他に御発言はないようですので、答申についてお諮りいたします。 諮問第4号につきましては、いずれも原案のとおり指定することを適当と認め、この旨を答申することに御異議ございませんか。
各委員	異議なし

野堀部会長	御異議なしと認め、そのように答申を行います。
-------	------------------------

- オ 報告事項1「山形県の大気・水環境等の状況等について」  
 報告事項2「『里の名水・やまがた百選』の選定について」  
 事務局説明の後、質疑を行った。

質疑応答の概要

野堀部会長	ただいまの事務局からの報告に対しまして皆様から御質問、御意見等お願いします。
横山委員	<p>報告事項2について、毎年、光化学オキシダントについて疑問に思っているのですが、私たちが20歳の頃、ずいぶん昔ですが、埼玉あたりで、実際に目がチカチカするというのを経験しました。全国的に基準値を超過しているということですが、そういう目がチカチカするということはないのでしょうか。</p> <p>それで、基準を満たしていなくとも大丈夫だという理由があれば、基準値を変えた方がいいのではないのでしょうか。公表の時、いつも基準は超えていましたが、健康には影響ありません、というくだりが必ず付いているので気になっています。</p> <p>全国会議などでも多くの意見が出ているのではないかと思います。なぜ、この基準をそのまま使っているのかお聞きしたい。おかげさまで県内の汚染が改善されてきています。地下水とか土壌汚染については、長期間を要するので、しばらく監視していかなければならないと思いますが、県の行政の進め方が実っているという感じがします。ただ、このオキシダントのところだけは変わっていないので、全国の流れのようなものがあればお聞きしたい。</p>
事務局	<p>オキシダントの基準については、全国一律で政府が決めた基準になっています。オキシダントの環境基準値は0.06ppmになっていますけれども、その上に注意報発令基準として、環境基準値の倍の0.12ppmという、もう一つ上の基準がございます。この環境基準の倍を超えた場合には、県から、学校での体育の授業を屋外でしないでください、とか、自動車の利用を控えてください、という注意報を発令して関係機関に汚染状況を周知するとともに、発生源となる工場等にも協力をいただくという対応をとります。昨年度は、その注意報の発令レベルまでには達していない。昨年度の最高は0.094ppmで、発令基準までには至っておりません。県内で注意報を発令したのは、10年位前の1回だけで、それ以外は毎年毎年、環境基準は全局で超えますが、注意報発令までには至らないという状況です。このようなレベルなので、横山委員がおっしゃる様な目がチカチカするというような状況までには至っていないものと思われま。</p> <p>また、環境基準値を変えることにつきましては、政府の定めた基準ですので、難しい。基準値を設定するときは、健康影響を考えますので、安全率もとって設定されているものだと認識しています。全国に約1,200局位ある測定局の中で、環境基準を達成したというのはあっても一つ二つという状況が続いており、環境省も承知しているはずで。</p>
野堀部会長	他に、地下水に関してですが、先ほどの諮問第3号の資料で、概況調査測定地点

事務局	<p>地図がありましたけれども、ほとんどの地点で調査を終わり、まもなく全部終わることになりますが、その後、どうされますか。概略でもいいので教えてください。</p> <p>諮問第3号関連資料の概況調査測定地点地図をご覧いただきたいのですが、先ほど御説明しましたとおり、未調査が41メッシュ残っています。その中から、令和2年度に26メッシュを調査しますので、差し引き15メッシュが残ります。3年度にその残りの15メッシュをやるとすれば、3年度で県内全域の調査が終わることになります。そのため、4年度以降、概況調査をどのように実施していくかということで、これから内部でも検討していきますが、委員にお集まりいただいた折角の機会ですので、御意見を頂戴したいと考えていたところです。</p> <p>この地下水の調査は平成元年度から始めて、毎年度20メッシュ程度ずつ順次調査をしてきましたので、30年かかって県内全てのメッシュを調査したことになります。ですから、最初の頃に調査したメッシュでは30年前のデータということになります。そのため、担当としては、概況調査として2巡目に入ってはどうか、と考えております。1巡目も2km四方のメッシュの中から井戸を1箇所選定して調査しましたので、2巡目は調査済みのメッシュでも、前回調査していない井戸で実施するなどして2巡目を回していきたいと考えております。これまでと同程度の地点数で、村山、置賜、最上、庄内の4地区でローテーションしていきたいと思っています。</p> <p>詳細は、次年度以降の審議会にお諮りすることになりますが、現時点でこのような方向性でいかがかと思っております。</p>
横山委員	<p>何十年にもわたってメッシュをきって地下水を調査してきた効果はすごく大きかったと思っています。特に有機溶剤で広く汚染された地区もあった。それを県内に広く注意喚起して、それを受け入れていただけたのではないかと思う。そういう意味でも、県内を一通りトラバースして網羅できたということですけども、少し間引きしても、県でも監視していますよという、県の姿勢として今後も続けていただきたい。汚染を浄化するには莫大な費用がかかりますが、費用対効果を考えても、これからも皆さんの税金をちょっと使わせていただいて、県の水資源の保全ということを進めるために、やめないでほしい。</p>
横山委員	<p>米沢でも、ホームタンクを設置している家庭が多いのですが、灯油を漏らしてしまうことがよくある。ホームタンクからポリタンクに詰め替えるときが多く、洩れた油があつという間に拡がってしまう。流出したときにはこうしてください、ということが市報などでも回ってきますが、漏出した時の対処方法、例えば、事故が起きたら、役場や消防などへ連絡するといった対応方法も県民に広く周知していくことが大事だと思います。</p>
事務局	<p>事故の規模によっても対応は異なりますが、規模が大きい場合には水道の取水停止に至ることもあります。油流出事故が起きた場合は、速やかに消防や役場、県総合支庁などに通報していただくことが一番になります。</p> <p>事故は起こさないのが一番であり、市町村広報誌への掲載のほか、最近は最上川水系水質汚濁対策連絡協議会（国土交通省、県、市町村で構成する組織。国土交通省山形河川国道事務所が事務局）で、テレビCMなどでも油流出の事故防止や流出時の対応に関する広報を行っているところです。</p>

カ 報告事項3「山形県水資源保全総合計画に基づく施策の取組状況について」

事務局説明の後、質疑を行った。

質疑応答の概要

小林委員	水資源保全地域における事前届出について、令和元年12月現在で23件とありますが、外国資本による土地取引等はあったのでしょうか。
事務局	ありませんでした。
小林委員	懸念されるような土地取引等はあったのでしょうか。
事務局	特にありませんでした。
横山委員	このような施策をもって臨むというのは大変素晴らしいことだと思いますので、ぜひ推進していただきたい。大賛成です。
内藤委員	先日、森林審議会において林地開発許可に関して、面積の8割増しについて、新たな許可でなく変更によって手続きがなされるという事案がありました。水資源の保全のために森林を保護していくことと、森林を伐採し開発していくということと矛盾することも将来的に出てくるのではないかと危惧されるところです。それぞれ判断する部署の連携が必要と思いますが、いかがでしょうか。
事務局	環境サイドとしてはもちろん、環境と調和した形をとってほしいという気持ちであります。一方、林地開発許可の審査にあたっては水資源の涵養という視点も入っており、林地開発許可が必要な1haを超える面積における開発行為の場合、水資源保全条例の届出は不要として、二重規制にならないよう取り扱っているところです。関係部局と連携しながら、開発と環境保全が調和した形となるよう取り組んでいきたいと思っております。
野堀部会長	他に御質問や御意見はないでしょうか。ないようでしたら、議事を終了します。御協力ありがとうございました。

－議事終了－

(5) その他  
なし

(6) 閉会

議事録署名人 部会長 野 堀 嘉 裕  
委員 内 藤 いづみ  
委員 横 山 孝 男